六十九　病害虫等の防除に要する経費があること。
七十　貝毒対策に要する経費があること。
七十一　天然記念物被害防止等対策に要する経費があること。
七十二　原子爆弾被爆者の養護を行う施設の運営に要する経費があること。

病害虫等の防除を行う事業（第二条第一号の表第三十一号の森林病害虫防除事業を除く。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。

貝毒対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

天然記念物として指定された鳥獣による被害防止等対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

原子爆弾被爆者の養護を行う施設の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

第四条第一項第三号に次のように加える。

へ　各道府県の区域内の市町村について第五条第一項第三号イの表第五十八号の規定により算定した額（農地転用の許可等に係るものに限る。）

第五条第一項第一号ロの表第三号中「（火災を除く。）」を削り、同項第三号イ中「算定した額（」の下に「第六十号に掲げる事項については、この規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、」を、「第二十四号」の下に「、第三十五号」を加え、「及び第五十六号」を「、第五十六号、第五十八号、第五十九号及び第六十一号」に改め、同号イの表第十二号中「について、次の各号によつて算定した額の合算額とする。」を「に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・六を乗じて得た額（普通交付税の算定の基礎とされるべき額を除く。）」に改め、同号一及び二を削り、同表第十八号中「一六、二四〇円」を「一七、〇一〇」円に改め、同表第十九号一算式の符号B中「第四十六号」を「第四十七号」に改め、同表第二十七号二を削り、同号三中「第一号」を「前号」に改め、同号三を同表同号二とし、同表第三十号一及び二中「第五十四号」を「第五十三号」に改め、同表第三十一号中「第五十五号」を「第五十四号」に改め、同表第三十五号中「離島地域」の下に「、豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条第一項に規定する辺地」を、「半島振興対策実施地域」の下に「、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域」を加え、「又は広域連合」を「若しくは広域連合（以下この号において「市町村等」という。）又は民間事業者等（市町村等から電気通信に関する施設を借り受けているものに限る。）」に改め、同表第四十四号中「一一〇、〇〇〇円」を「一一三、〇〇〇円」に、「七九、六〇〇円」を「八一、五〇〇円」に改め、同表第五十号中「国」の下に「又は道府県」を加え、「下欄に」を「それぞれ下欄に」に、「額とする。」を「額の合算額とする。」に改め、同号の表に次のように加える。

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による農地転用の許可等に係る事務	一六、〇〇〇円

第五条第一項第三号イの表に次の九号を加える。

五十八　地方創生の推進に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第六十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「0.5」とあるのは、「0.8」と読み替えるものとする。
五十九　投票所への移動支援に要する経費があること。	市町村の議会の議員及び長の選挙について、前条第一項第一号第六十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六十　公営企業経営支援人材ネット事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第六十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六十一　海水浴場安全対策に要する経費があること。	海水浴場安全対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
六十二　病害虫等の防除に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第六十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六十三　貝毒対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六十四　天然記念物被害防止等対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六十五　原子爆弾被爆者の養護を行う施設の運営に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六十六　排水機場の維持管理に要する経費があること。	排水機場の維持管理に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・二を乗じて得た額とする。

附則第六条第一項各号列記以外の部分中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「第九号及び第十六号」を「第八号、第十五号及び第二十一号」に改め、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、第十九号を削り、第二十号を第十八号とし、第二十一号を第十九号とし、第二十二号を第二十号とし、同号の次に次の六号を加える。

二十一　市町村を介して公的病院等に対して助成を行つている道府県について、第二条第一項第一号の表第五十一号一の表第四号及び同第一号の表第五十一号六によつて算定した額の合算額（当該助成の額の合算額に〇・八を乗じて得た額を上限とする。）。

二十二　平成二十八年台風第七号、同年台風第九号、同年台風第十号、同年台風第十一号及び同年台風第十六号のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額